

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第11回 豊島区子どもの権利委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和元年9月6日（金）午前10時～午後0時10分	
開 催 場 所	区役所本庁舎9階 第1委員会室	
議 題	1 開 会 2 議 事 （1）「(仮称) 子ども・若者総合計画」の検討について （2）「(仮称) 子ども・若者総合計画」に関する子どもの 意見聴取について （3）その他 3 閉 会	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	荒牧重人、山下敏雅、岡田実、山本道子、平本浩実、浜千加子
	関 係 理 事 者	子ども家庭部長、教育部長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、 保育課長、障害福祉課長、男女平等推進センター所長、庶務課長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課管理係長

審 議 経 過

【協議事項】

会 長 今回は子ども・若者総合計画について、特に基本的な考え方や方向性を示して、来年度予算に少しでも反映させるという意味で重要な議論になります。

 それでは、資料1について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料1 説明】

会 長 ありがとうございました。

 事務局から全体を説明していただきましたが、議論としては「計画の基本理念」「基本的な考え方」「目標」を最初に検討し、その上でそれぞれの目標について議論をしたいと思います。

 「計画の基本理念」「基本的な考え方」「施策の目標」について、ご意見ありますか。

委 員 今まで議論されてきたものがきちんと反映されて、整理され、わかりやすくなったので、これ以上の修正意見はなく、その後の体系の具体的な事業について議論できればと思っています。

会 長 私から2点あります。

 1点目、「計画の基本理念」の1つ目と2つ目の間に、子ども期から若者期をつないで、切れ目なく支援をしていくことと、そうは言っても、子ども期には子ども期固有のことを踏まえながら子ども・若者の支援をしていくということと、「基本理念」の中に入れて良いと思います。

 2点目、「基本理念」の3つ目「家庭、学校、地域、関係機関、行政」と、「基本的な考え方」の4つ目「行政・区民・学校・施設・地域団体等」とありますが、園やその他のものも含まれます。「学校」ではなく、条例に合わせて「育ち学ぶ施設」にするか、「園・学校」とするのか、どちらかにした方が良いと思います。

 「基本的な考え方」の、「子ども・若者」「子ども若者」の辺りの表現は統一しますが、やはり「園・保育所」を抜きにはできないと思います。

 ご意見ありますでしょうか。

事務局 「園」を「幼稚園・保育園」としたときに、では例えば認定こども園等はいれないのかということになり、悩んだところでした。

 ご指摘のように、「子ども施設」でまとめる案もありましたが、やはり学校の存在は大きいのではないかとということがあり、「学校」を残しています。

会 長 少なくとも「学校」をピックアップするだけではとどまらない部分があるので、次の

検討課題にしておきたいと思います。

委員 これは、基本的には行政職員の方が見て使う計画ですか。

会長 区民も見ます。

委員 主に行政職員の方がバイブルとして使うという認識が強くて、10月からの幼児教育・保育無償化のお知らせでも、施設の名前が非常に複雑で、区民は混乱しているので、認定こども園など細かく書くと大変だなと感じました。

施設でも「保育所」という言い方と「保育園」という言い方があったり様々なので、「保育園・幼稚園」の方がわかりやすいと思いますが、それだけで良いのかなと思います。

保育課長 幼児教育・保育無償化のお知らせについては、様々な形態の保育施設の名称をそのまま記載している点が区民の方にとってわかりにくいと思います。こういった計画の文言としては、「保育園・幼稚園」でも良いのですが、「保育園等就学前教育施設」や「就学前施設」とすれば様々な形態の保育施設がすべて入ります。子どもの権利という観点から考えると、保育園が入らないのは違和感がありますので、表現の方法は工夫したいと考えております。

会長 条例上は「子どもが育ち、遊ぶ、学ぶ」施設としていますが、この辺りの表現は工夫をしたいと思います。

他に「理念」「考え方」「目標」については、よろしいですか。

では、次回もう一度確認しますが、この方向で検討を進めます。

続きまして、施策の体系については、これでよろしいですか。

委員 一部、表現の問題ですが、目標V⑦の「非行・犯罪に陥った子ども・若者」の「陥った」は、「かかわった」など、もう少し柔らかい表現が良いと思います。全体としては異議はないです。

会長 V⑧「特に配慮が必要な子ども・若者」は、①から⑦以外のという意味だと思いますが、では①から⑦にある虐待や障害、ひとり親は配慮が必要ないのかと感じます。

他に良い表現はありますか。

委員 「その他配慮が必要な」が良いと思います。

会長 「その他」とすると、①から⑦との関連としては整合性がつくので良いと思います。また戻っても良いので、先に進めたいと思います。

「目標Ⅰ」で何かご意見ありますか。

委員

2点あります。

1点目、目標Ⅰ（2）「子どもの意見表明・参加の促進」の「関連する指標」に、学校で意見を言っていない子が1割、家庭で聞いてもらえる子が7割とあって、逆にいうと3割の子どもは家庭で聞いてもらえていないことは重要だと思いますが、対策案が掲載されていません。ただ、学校や地域の機関で子どもの意見表明権を保障するための事業は考えやすいのですが、家庭内のことで、区ができることを考えるのは難しいと思います。これは児童虐待にも関わってくるので、「目標値を上げる」ことと対応した何かが必要だと思います。

2点目、目標Ⅰ（4）「子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」の「方向性」にある、子どもの権利擁護委員の「第三者機関としての独立性を」というところはその通りだと思っています。独立性の担保がされていないと言い切ってしまうと誤解がありますが、制度上しっかりしていないという趣旨だと思うので、もう少し表現を工夫すると良いと思います。

会長

「子どもの権利の理解の促進」について、他の自治体では、ニュースの発行や、家庭用に絵本等の素材をつくって配布するといったことをよく行っていますが、豊島区では新規で考えていることはありますか。

事務局

家庭に対する普及啓発について、今まで学校を通して保護者向けパンフレットの配布していましたが、他に配布する方法を考えています。

また、保護者が活動している場所に行って、子どもの権利について、家庭でも子どもの意見は聞かなければならない、子どもにも意見があるということを、保護者に対して普及啓発をしていきたいと考えています。

庶務課長

教育委員会としては、PTAの方々に家庭教育推進委員等の事業を実施している部門ですので、PTAの研修等も含めて来年度以降、保護者の方々が子どもの権利の理解について深める取組を検討していきたいと考えています。

会長

新規事業として、それを入れることは可能ですか。

庶務課長

既に実施している事業なので、内容を修正すれば可能です。

会長

構成としては2章で「現状と課題」を入れるので、取組の方向性の「現状と課題」は、重複する部分もありますが、改めて入れた方がわかりやすい。皆さんも納得されているようなので、このままで良いと思います。

その上で、PTAの事業は、既に実施しているということでしたが、この「普及啓

発・理解の促進」のところで新規事業として考えている部分はありますか。

事務局 具体的な取組②「子どもの意見表明・参加の促進」では、「現在、計画事業なし」ですが、これから考えなければならない課題です。

会長 来年度から取り組んでほしい部分については、この委員会でこのような意見が出たということ踏まえて予算請求がされると、より良いと思っています。

先ほどのPTAに関して、対象が学齢期の保護者ですが、豊島区も実施しているブックスタート等においても、子どもの権利につながるよう配慮するという趣旨も入ると良いと思います。

保健所における、保健師の研修や、子どもの権利を意識した研修・講座というものは、学齢期ではなく、生まれてすぐの子どもを対象にしています。子どもとの向き合い方や、子どもを一人の人格、尊厳を持つ存在として考えられるような絵本や研修、講座が多くあり重要です。そういったことを実施していないということではなく、計画の中で位置づけることが重要なので、事業の中に入れて良いのではないかと思います。

事務局 「子どもの権利の理解や普及啓発」でさまざまな普及啓発をしていくことを掲げています。また、普及啓発に取り組むことによって「家庭で親が意見を聞いている」子どもの割合を増やしていくことにつながるので、参加の仕組みづくり、意見表明の参加の促進、子どもの権利の普及啓発・情報発信の関係性をもう少し整理しなければならないと思っています。

委員 意見表明権や子どもの権利を、子どもたち、あるいは地域に普及していく事業について、他の自治体や海外がどのような事業を展開しているのかを参考にするというのと、子どもたちが主体となってこれを広めていくためにどのような事業があると良いか一緒に考える事業があれば良いと思います。

会長 それはどこに入りますか。

委員 「普及啓発・情報発信」と「意見表明・参加の促進」の両方に関係するので、位置づけにはこだわりません。

委員 川崎市が子どもの権利条例をつくる時、子どもと会議をやっていましたが、豊島区は、あまりそのようなことがなかったもので、それは良い案だと思います。

会長 目標Ⅰの(2)具体的な取組②「子どもの意見表明・参加促進」は、「現在、計画事業なし」ということですが、①の「子ども地域活動支援事業」と「青少年指導者育成事業」を移しても良いと思います。

また、「普及啓発・情報発信」については、今後リーフレットをどのように活用したかについて、どのように共有するかも検討することになると思います。

庶務課長 リーフレットは、昨年度刷新したのがありますが、子ども若者課から教育委員会にも相談があり、より普及するために学校で活用しやすいもの、子ども目線のリーフレットを教育委員会と一緒にもう一つ作成し、活用していく予定です。

会 長 作成するのはいつですか。

庶務課長 今年度、これから作成します。

会 長 そのようなことは載せた方が良いでしょう。

また、「としま子ども会議」に「豊島子ども大学において、区長とティータイムを開催」とありますが、仕組みとしては別なので、「としま子ども会議」と別に「区長と直接子どもたちが話し合う場も設けます」と書いた方が良いでしょう。

事務局 「豊島子ども大学」が立教大学主催の事業で、区は後援・共催という立場で関わっており、区主催ではありません。以前は子ども議会等を実施していたということもありますので、子どもが直接区政に対して意見が言える場を、区として設けなければならぬと考えています。

委 員 目標Ⅲについて、(2)「学校における子どもを主体とした環境整備」の具体的な取組①「子どもの権利に関する学びの支援」2つ目に「道徳教育の充実」があります。道徳の教科書では、「権利」と「義務」をセットで書いているところがありますが、豊島区の子どもの権利条例は「権利」と「義務」がセットではないので、衝突する部分があると思っています。

例えば、親が子どもを学校に行かせる義務はあり、子どもが学校に行く義務はありませんが、不登校の子の親御さんがその義務を理由に「だから学校へ行くのよ」のようなことを言う例や、「食べる」ことは「生きる権利」ですが、「給食を食べるのは権利で、だからつくっている人に悪いから残さないのが義務」と教えている先生もいるという例もあります。そのようなことがあるので、「権利」と「義務」という難しいところを学校で議論するときには注意が必要で、ここは大事な施策だと思いました。

あわせて、学校のルールについて意見を言う機会はないという結果に対して、学校現場での対策がないので、何かあると良いと思いました。

会 長 今のご指摘のように意見表明・参加でも、学校現場での取組が必要ではないかということではありますが、教育委員会では、学校における子どもの意見表明・参加のところで、事業として何か考えていますか。

教育部長 現在、意見表明に特化した事業は考えておりません。学校現場では基本的には学習指導要領に基づいて道徳の授業を行っており、教員には誤った受け止め方がないように研修を行っています。この計画にも教員に対する研修事業があり、これから子どもの権利に関するリーフレットも作成するので、学校現場での補完的なものとしてそのような研修やリーフレットを活用したいと考えております。

会長 北海道のある自治体では、子どもの参加のガイドブックを作成して普及しています。数ページですが、子ども参加の意見表明・参加の意義、事例、参加をするに当たっての留意事項、大人に向けては、「子どもと共に楽しく取り組むことが重要です」と書いています。しかし、ここでも学校が弱いです。学齢期の子どもたちからすると、学校における意見表明・参加は重要で、アンケートでは、学校の先生たちは子どもの意見を聞いて、子どもたちも聞いてもらえているという回答が多い現状があります。

それを踏まえて子どもの参加をさらに進めていく場合、どのようなやり方があるのか。国が進めているコミュニティースクールは、保護者や地域と共に学校をつくるということで進めています。その中に子どもは位置づけられていないので、川崎市は、子ども、教職員、保護者、地域の人とが話し合う四者協議会を、条例に基いてつくりました。

豊島区では、計画について子どもたちの意見を聞く場を2回提案しています。それを踏まえて学校の中で子どもたちの意見表明・参加を進める取組を新たに考えても良いと思いますが、いずれにしても学校において意見表明・参加をどう進めるかということと、家庭においてどう啓発していくかは、(1)「子どもの権利の理解促進」に含めて、その中で意見表明・参加を進めていくとしても良いと思います。

委員 学校で権利や条例をどう広めていくかについて、他区では権利擁護委員が特別授業をする場もあります。それも一つの案だと思いますが、1年のうち1時間だけ授業を行っても伝わりにくいので、日々の学校生活の中で日常的に伝えていくことが大事です。授業に限らず、全校集会の校長先生の話の中で触れたり、学級通信のコラムに入れる、外国では、先生が子どもの権利条例の条文が書かれたカードを持っていて、時折見せながら権利の話をしており、授業に限らず学校生活の中で伝えていく方法は工夫次第で様々な方法があります。

それをどう計画事業にするのが問題で、先ほど子どもたちと一緒に考える事業をと言いましたが、もう一つ、現場の先生や権利擁護委員たちで、日常の中でどうしたら子どもたちや保護者に伝えていけるか、作戦会議をする場や事業があると、ここで考えるだけでなく、より現場の感覚を活かしたやり方ができると思いました。

また、目標Ⅲになりますが、(2)「学校における子どもを主体とした環境整備」の具体的な取組①「子どもの権利に関する学びの支援」で、「道徳教育」の次に「人権課題の教育の充実」とありますが、「道徳」と「人権」が衝突する場面は多くあります。

多くの場面では、道徳的に生きることが人権尊重にもつながることが多いのですが、

衝突の場面でこそ、人権とは、権利とは何かを子どもたちが体感できると思いますので、順番としては人権課題の方が先に来なければならないと思います。もし道德教育の枠の中で人権・権利を扱うなら、衝突のことも理解して、それを活かしながら伝えていくということがわかるようにしないとだと思います。

会 長 先程少しお話がありました。NPOや関連する人権擁護委員、権利擁護委員や、子どもの権利について様々な経験を持っている人たちと連携をしていくということを事業化することによって、NPOや権利擁護委員に手当を出すことも検討してみても良いと思います。

学校や施設の職員がすべて実施するというのではなく、区全体で子どもの権利の普及啓発をするということを考えると、そのような経験を持つ人たちを活用することを事業に入れて良いと思いますので、検討してみてください。

教育部長 委員のご指摘に関して、講師をお招きしての特別授業や、子どもの意見表明・参加に関連して事業を実施しているものはあります。SDGsに特化した授業や、外部講師としてパラリンピックの選手による授業を行うこともありますので、子どもの権利に特化した講師の方に講演をしていただくのは十分可能だと思っております。

会 長 SDGsでも子どもの権利は重要になっていて、スローガンの1つ「誰一人取り残さず」は「理念」「指標」「背景」に入れても良いと思うのと、今年、国連子どもの権利委員会で採択された所見は、基本的には国に対して出されていますが、自治体に関わることもあるので、「背景」に入れても良いと思いました。

委 員 親による体罰や暴言がまだ存在しているので、東京都の虐待防止に関する条例の成立した経緯が載っていると良いと思いました。

会 長 子どもの権利の「相談・救済」に関連しますが、豊島区の児童相談所の設置はいつですか。

事務局 令和4年度中を予定しています。

会 長 そうすると、この計画の実施期間中なので、児童相談所との連携は、計画事業の中に入れる必要があるので、検討していただきたいです。

委 員 全体のことで、事業名の順番や並びは、優先順位か、五十音順か、何か意図があれば教えて下さい。

事務局 特段の意図はなく、子どもプランや子ども・若者計画に掲載されている順になって

います。

委員 区民も見るとということなので、優先順位で並べた方が、力が入っていることが分かりやすく良いと思いました。

会長 この計画について、もちろん行政評価はしますが、区に関連する全体で取り組まないと実現しない計画なので、何か気付いたことがあればご意見を出していただき、修正していきたいと思います。

目標Ⅰ、子どもの権利擁護センターの設置については新規事業ですか。

事務局 はい、新規事業として取り組んでいきたいと考えています。

会長 目標Ⅰでは、他に新規事業はありますか。

事務局 特に普及啓発と参加促進が、区の事業として不足しているのので、何らかの事業を挙げたいと思っています。普及啓発については、子どもや保護者の方がより親しみやすいリーフレットを作成していきたいと考えています。

会長 そこに力を入れていることが分かる書き方にしても良いと思います。

目標Ⅲについてはいかがでしょうか。

委員 (3)「子ども・若者支援に関わる人への支援」の具体的な取組①の「部活動における指導員・外部指導員の活用促進」ですが、指導員の方たちに人権啓発をした上で活用してほしいと思います。

学校でも権力的指導をする方がいるのが現状で、外部から指導員を入れるときには、より対策強化しないとならないと思います。アンケートでは、スポーツ指導者や部活のことが浮き彫りになっていませんが、そのようなところで人権侵害が行われていて、強くなるためにはそのようなことを言うてはいけないと思う子もいると実際に話も聞いているので、ケアしていきたいと思いました。

事務局 学校の先生の部活動指導の時間が負担になっていて、働き方改革の観点から、まず学校の先生たちを支援するためにここにこの事業を入れています。

部活動指導員の方への研修については、今後検討したいと思います。

委員 確かにスポーツの世界での体罰の横行も注意していかなければいけない。部活動の大変さを実感しているので、先生たちの心の余裕という観点もあり、子どもの視点から見ると、親や学校の先生以外の関係の大人が増えることはプラスになると思います。その中に権力的指導の大人が入ってきては困るので、注意して事業の展開をしていっ

てほしいと思います。

会 長 目標Ⅲの「方向性」のところで、「保健所」と「子どもにかかわる人に対する支援」を位置づけていただきたいと思います。「保健所」を位置づけるとすると、(1)「幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実」の範囲をより広げるか、これとは別にもう一つ項目を立てる方が良いと思います。

また、先ほどの(2)「学校における環境整備」の取組①「学びの支援」「道德教育の充実」については、「子どもの権利の学びの支援」と考えると、「人権課題に対する教育の充実」が先に来て、「道德教育の充実」が次に来るとするのは、そのとおりだと思います。

事務局には、学校の先生たちにどのような支援や条件整備が必要か、意見を聞いていただきたいと思います。教育委員会だけでなく、現場の先生たちの意見を聞いて、あとで子どもの意見もあわせて、より充実した事業計画にしたいと思います。

委 員 学校の先生たちは、頑張れば頑張った分評価が上がる制度になっているのですか。

過労死のことで言うと、以前、講演で聞いたのは、部活をやりたい先生と、やりたくない先生がいて、でもやらなければならないという現状でした。

例えばアンケートでいじめが多いと分かったクラスの教師の評価が下がるのではなくて、よく書いたと評価されるようなシステムがあり、それが反映されるような、豊島区独自に学校や保育園の先生方を支援できるような事業があれば良いと思います。

委 員 先生が正当に評価されると、子どもの権利の保障にもプラスになるということですよ。

委 員 部活の顧問をやらないと評価が下がるから、やりたくなくてもやるのではなく、先生方が自分から「なりたくないです。家庭で、地域で自分の子どもたちを見たいです。」と言えるような、いじめが多かったクラスの先生の評価を下げるのではなく、多くのいじめが分かって良かったというような評価をしてほしいと思います。

委 員 学校の内部の事業を、この計画の中で立てるのは難しいとは思いますが、学校の先生自身が心に余裕があったり、尊重されることが、結果的には子どもたちの人権尊重に繋がるのではないかという考えは私も同じです。

先生自身も尊重されて、負担も減って子どもと向き合えるように、区として支援するということが伝わる計画にしたいと思います。

会 長 教職員や保育士等、子どもにかかわる人たちを支援するメッセージを、この計画を通して伝わるように全体を考えることは、この計画を策定するにあたっての全員の共通認識なので、そのような観点で計画全体を通して見てみてください。

目標Ⅲの(2)「学校における子どもを主体とした環境整備」の取組②「意見表明と参加の促進」の「子どもの主体的活動への支援の推進」は、目標Ⅰの(2)「子どもの意見表明・参加の促進」の取組②「子どもの意見表明・参加の促進」に入れて、目標Ⅲは再掲にしても良いと思います。

目標Ⅴについては、児童相談所との連携・協働は、虐待をはじめとして必要になるので、「現状と課題」「方向性」にも入れてください。

委員 目標Ⅴについてですが、区への児童養護施設の誘致は決定ですか。
施設誘致が未確定なのであれば、家庭的な養護に力を入れていくのかなと思いました。

子ども家庭部長 施設誘致についても検討しています。

会長 他に全体で何かありますか。

委員 先ほど目標Ⅲの「意見表明」の取組②を目標Ⅰに持っていくという案が出ましたが、私は、子どもの権利に関する啓発や促進において、目標Ⅲは特に学校でできることを挙げていて、目標Ⅰは学校以外のものという理解でした。

事務局 委員がおっしゃるような整理をされていて、目標Ⅰは主に日常におけるもの、目標Ⅲは学校を重視しています。

会長 「意見表明・参加」は、鍵になる概念・取組にもかかわらず、現在内容が薄いので、できるだけ事業を増やしたいと思いました。
それでは、いくつか報告事項をお願いします。

事務局 【資料2 説明】

会長 では、参考資料についてお願いします。

事務局 【参考資料 説明】

会長 次回の委員会で改めて計画案を検討し、青少年問題協議会との合同委員会を11月に開いて、そこでパブリックコメント用の計画案を確定して、実際にパブコメとするのは12月の中旬以降で、次々回の委員会が1月で、2月中には計画の答申をしたいので、次回と次々回の委員会が非常に重要になります。

他になければ、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

提出された資料等	資料 1	「(仮称) 子ども・若者総合計画」検討資料 (第 3 章)
	資料 2	「(仮称) 子ども・若者総合計画」に関する子どもの意見聴取 について
	参考資料	「青少年育成委員会連合会講演会」「絵本からみる子どもの権 利イラスト展」案内チラシ (暫定版)
	会議録 (案)	青少年問題協議会専門委員会・子どもの権利委員会合同会議